

平成 2 9 年 度

事 業 計 画

社会福祉法人啓光福祉会

I 法人本部

II 啓光学園

・ なかまの樹

III 啓光ホーム

IV 啓光えがお

V 啓光相談支援センター

経営理念

- ◎一人ひとりの尊厳を重んじ、利用者本位の経営を行う。

- ◎支援技術の高い職員を育成し、福祉サービスの向上を図る。

- ◎計画的・経済的で、職員参加型の運営を行う。

- ◎地域にとけ込み、福祉の充実・発展に寄与する。

I 法人本部

1 評議員会・理事会及び監査

- | | | |
|--------------|----------------|---|
| (1) 理事会構成委員 | 理事7名 | 監事2名 |
| (2) 評議員会構成委員 | 評議員8名 | |
| (3) 定例会議の開催 | 5月 | 理事会（決算、事業報告、他） |
| | 6月 | 定時評議員会（決算、他）、理事会（理事長選出） |
| | 9月 | 理事会 |
| | 12月 | 理事会（中間報告、他） |
| | 3月 | 理事会（次年度予算、次年度事業計画、他）、 評議員会（次年度予算及び次年度事業計画報告） |
| (4) 法人監査の実施 | 随時 | 財務関係、事業運営の調査及び講評 |
| (5) 会計処理の調査 | 外部公認会計士による会計調査 | 年4回以上 |

2 会議

- | | | |
|------------------|------|--------------------|
| (1) 経営会議 | | |
| | ・開催 | 毎月（年12回） |
| | ・構成員 | 理事長、統括施設長、施設長、課長 |
| (2) 運営会議 | | |
| | ・開催 | 毎月（年12回） |
| | ・構成員 | 統括施設長、施設長、課長、係長、主任 |
| (3) 中長期事業計画検討委員会 | | |
| | ・開催 | 毎月（年12回） |
| | ・構成員 | 理事長、統括施設長、施設長、課長 |

3 事業計画

- (1) 啓光ホーム伊野の移転に向けて
- (2) 重度障害者グループホームの整備に向けて
- (3) 啓光学園北側道路の拡幅に向けて
- (4) 第二用地有効活用の検討
- (5) 社会福祉法人制度改正を踏まえて
 - ・社会福祉充実残額及び社会福祉充実計画の検証
 - ・地域における公益的な取組の検討
- (6) 中長期事業計画の作成に向けて
- (7) 人材育成
 - ・研修計画、人材育成計画の運用
- (8) 人材活用
 - ・多様な職員構成（常勤、非常勤、パート）による適正配置を図る。
- (9) 事業継続計画の検討

Ⅱ 啓光学園

1 施設概要

| | | |
|-------|--------------------|------------------------|
| 所在地 | 東京都多摩市和田 1 7 1 7 | |
| 連絡先 | 電話：042-375-7303 | FAX：042-375-7343 |
| 施設の種類 | 指定障害者支援施設 | 定員 40 名 |
| | 福祉型障害児入所施設 | 定員 10 名 |
| | 重症心身障害者通所施設 | 定員 8 名 |
| | (従たる施設なかまの樹) | |
| 実施事業 | 施設入所支援 | |
| | 生活介護 | |
| | 短期入所 | |
| | 多摩市心身障がい者(児)一時保護事業 | |
| | 日中一時支援事業 | (多摩市、八王子市、町田市、府中市、日野市) |

2 運営方針

夜間、休日を含めた日常生活場面での支援と、日中の活動をサポートする生活介護事業での支援の充実を図るとともに、児童施設と成人施設の利用者一人ひとりのライフステージに応じた生活空間を整える。

なかまの樹では、いろいろな事に挑戦できる環境を整え、生活の質が向上する支援を行う。

3 実施計画

(1) サービス提供

① 日常生活の支援(施設入所支援施設・福祉型障害児入所施設)

- ・地域の情報やイベント、会議等での決定事項や法人の取り組み等の情報提供の方法や範囲等の内容を検討し、利用者に対して分かり易い情報を提示する。

(サービス向上委員会)

- ・強度行動障害及び、行動障害を伴う自閉症の利用者に対する支援の水準を上げるために、「強度行動障害支援者養成研修」に4名以上の生活支援職員を派遣する。
- ・集団生活によるストレスを軽減するような配慮と、個々で過ごす時間が保てる工夫

を行う。

- ・施設からグループホームへの地域生活移行が促進されるよう、グループホーム運営面を強化し、ご家族等の理解を得られるように広報活動を行う。
- ・居室の清掃方法を見直し、衛生管理向上に努める。

② 日中の活動支援（生活介護 なかまの樹）

- ・「和田作業室」は、ワークシステムの定着と、生産活動への応用を目指す。
- ・「リサイクル・園芸班」は、年間を通じた農園の作付け・収穫等の管理をマニュアル化し、担当職員全員が共通理解できる体制と、リサイクル活動の充実を図る。
- ・「さくら作業所」は、受注内容に沿った作業工程を、利用者が理解しやすいような提示方法を構築する。
- ・歩行の時間を生活介護の時間内に行い、運動量の確保を目指す。
- ・「なかまの樹」では、多様な利用者及び家族のニーズに対応するための新たなサービス展開に向けた検討を行う。

（2）人材育成

① 人材育成計画の実施

- ・人材育成計画に沿った業務評価を行い、個人の課題解決能力を高める。

② 研修の実施

- ・階層別研修を全職員が受講できるよう、複数年にわたる研修計画を立て、計画的に派遣する。
- ・業務マニュアルによる OJT の実施方法と、マニュアルの見直し時期を明確にした規定を作成する。
- ・職員が個別で受講した外部研修成果を、内部に還元することを目的に「研修報告会」を実施する。

（3）運営体制

① 権利擁護（虐待防止）の取り組み

- ・利用者へのサービスを良質なものにするための要望等の聴取や、サービス内容の点検を「サービス向上委員会」が担い、権利侵害の防止については「虐待防止委員会」が役割を担うことによって、多面的に運営体制を強化する。
- ・毎月の職員自己チェックは、権利擁護に関する設問に変更するとともに、半期に一度、現場の課題を洗い出すアンケートを実施し、利用者支援に対する意識を高める。

② 災害対策

- ・改正した消防訓練、防災訓練マニュアルに沿った訓練を実施し、課題等を確認し、制度の高いマニュアルと行動がとれるようにする。
- ・新たに災害時業務継続計画を策定する。

③ サークル活動への支援

- ・利用者主体の各サークル活動に対する協力と、新しいサークルの発足の手助けを行い、その活動に関わる運営の補助を行う。

(4) 地域との連携

① 行事・イベント

- ・夏祭りは、地域自治会と企画の段階から連携すると共に、新たな協力先の確保や、規模の拡大等を検討し、地域への関わりを増やす。
- ・近隣自治会との防災協定の見直しを行い、相互の助け合いが出来る関係を深める。

Ⅲ 啓光ホーム

1 施設概要

啓光ホーム石村 (定員 5 名)

所在地 〒206-0002 東京都多摩市一ノ宮 4-27-12

連絡先 電話・FAX: 042-339-7513

啓光ホーム伊野 (定員 8 名)

所在地 〒206-0003 東京都多摩市東寺方 645-2

連絡先 電話・FAX: 042-319-3380

啓光ホームいずみ (定員 7 名) ※平成 29 年 5 月事業開始予定

所在地 〒206-0001 東京都多摩市和田 1721-7

2 運営方針

利用者が健康的で充実した生活が営めるよう、日中の生活（活動の場や就労先）を含めた一人ひとりの生活リズムや生活スタイルを尊重し、トータル的なサポートを実践する。

新規に開設予定の「啓光ホームいずみ」について、円滑な運営に努める。

3 実施計画

(1) サービス提供

① 日常生活の支援

- ・自分で行うこととサポートを受けることを双方で確認し、快適な生活を送るためのサポートを行う。
- ・利用者の意思が反映できるよう、自己選択と自己決定の支援を実践する。

② 健康管理

- ・利用者一人ひとりの健康状態を把握し、必要な通院等の計画を立て健康管理に努める。

③ 日中に活動する場との連携

- ・日中に活動している場や就労先と連携を深めて情報を共有し、生活の全般にわたりトータル的に支援する体制を整える。

④ 啓光学園からのバックアップ

- ・入所施設である啓光学園のノウハウを啓光ホームの支援に活用し、より効果的で良質なサービスを提供できる体制となるようにバックアップする。

(2) 人材育成

① 研修の実施

- ・世話人を定期的に「生活寮・グループホーム等ネットワーク委員会」の研修会に派遣し、他の事業所の情報収集や繋がりが持てるようにする。
- ・「虐待防止委員会」の定めるマニュアルを順守し、人権擁護及び虐待防止に関わるチェックリストによる職員の自己チェックや研修を定期的実施する。

(3) 運営体制

① 職員の配置

- ・管理者、サービス管理責任者、生活支援員、世話人の役割を明確にし、利用者の個別支援の更なる充実を図る。
- ・それぞれのホームにおける職員の業務内容を分析し、全てのホームの業務を統一標準化して効率化を図る。

② 新規グループホーム運営

- ・「啓光ホームいずみ」開設にあたって、新規入居者の調整と支援計画の策定を行う。

③ 会議の体系

- ・グループホーム内の運営体制の強化のための全ホーム合同の職員会を設定する。

(4) 地域との連携

① 行事・イベント

- ・休日を有意義に過ごせるよう、地域や法人内のイベントの開催及び、情報提供を行う。

IV 啓光えがお

1 施設概要

| | |
|-------|--|
| 所在地 | 〒206-0032 東京都多摩市南野 3-15-1 多摩市総合福祉センター1階2階 |
| 連絡先 | 電話：042-376-5044 FAX：042-376-5099 |
| 施設の種類 | 指定障害福祉サービス事業所 |
| 実施事業 | 生活介護（定員55名） 多摩市地域生活支援事業（日中一時支援）（定員4名） |

2 運営方針

- ・利用者の地域生活における、働く場、楽しむ場、休む場の提供を行う。また、人との係わり方を見守り、支援する。
- ・利用者一人ひとりが活動の役割と目標を持てるように、職員は、道しるべを示すための支援を行う。
- ・地域社会が施設に求めるものを理解し、その期待に応える力を育む。

3 実施計画

(1) サービス提供

① サービス全般

- ・利用者の的確なアセスメントと情報の活用、意思に基づいた支援計画の作成と確実な実施、適切な評価により個別支援の質の向上を図る。
- ・支援マニュアルの見直しと整備を行う。
- ・職員一人ひとりが1か月に一度のサービス点検を行う。
- ・利用者数と個別事情に応じた環境作りを行い、定期的にチェックを行う。
- ・利用者への確実な情報提供の方法を検討する。

② 働く場として

- ・日課の見直しと3つの係による支援体制の整備を行う。
「加工・製作係」…継続・断続的作業中心
「工芸・デザイン係」…個別課題作業中心
「園芸・バイオ係」…小集団による作業中心
- ・工賃評価制度を見直し、出来高が反映できる工賃規定作りを行う。
- ・調布市、府中市、多摩市のネットワークによる共同受注、共同販売、共同企画に

積極的に参加する。

- ・菓子製造部門を立ち上げ、商品開発と販売ルートを確保する。
- ・「えがおメイド」商品カタログを用いて商品の販売促進を図る。

③ 楽しむ場として

- ・利用者やしごと係の自主運営によるレクリエーションや行事の提案を行う。
- ・新たなサークル、クラブ活動の発足を支援する。
- ・利用者が商品や作品、活動を発表・アピールする場を支援する。
- ・音楽や運動プログラムでは、個人の興味や関心に配慮した活動ができるように工夫する。
- ・休日に行われる地域行事への参加を支援する。

④ 休む場として

- ・利用者が休養できる場を確保するとともに、体調に応じた通院支援を行う。
- ・個別支援の緊張緩和プログラムの見直しを行う。

⑤ 送迎サービス

- ・ルート拡大と2便制実施の上、効率の良い運行を行う。
- ・ビデオを利用した安全運転研修を行うとともに、送迎運転マニュアルを厳守させ、事故ゼロを目指す。

(2) 人材育成

① 人材育成計画の実施

- ・人材育成計画に沿った業務評価を行い、個人の課題解決能力を高める。
- ・職員間のショートミーティングの導入によって職員の意思疎通を図る。

② 研修の実施

- ・階層別研修を全職員が受講できるよう、複数年にわたる研修計画を立て、計画的に派遣する。
- ・業務マニュアルによる OJT の実施方法と、マニュアルの見直し時期を明確にした規定を作成する。
- ・職員が個別で受講した外部研修成果を、内部に還元することを目的に「研修報告会」を実施する。

(3) 運営体制

① 円滑な運営

- ・利用者数と営業日数に見合う職員の勤務体制を整える。
- ・課題解決のための検討会議を随時開催できるようにする。
- ・運営方針に基づく支援の徹底に向けて、職員全体による会議を確保する。

② 権利擁護（虐待防止）の取り組み

- ・利用者へのサービスを良質なものにするための要望等の聴取や、サービス内容の

点検を「サービス向上委員会」が担い、権利侵害の防止については「虐待防止委員会」が役割を担うことによって、多面的に運営体制を強化する。

- ・毎月の職員自己チェックは、権利擁護に関する設問に変更するとともに、サービス点検を通して利用者支援に対する意識を高める。

③ 災害対策

- ・総合福祉センターの合同訓練に参加する他、独自の防災訓練を月に一度行う。炊き出し訓練を実施する。
- ・保護者との緊急連絡体制を整備する。帰宅困難時対応計画を作る。

④ 車両管理

- ・車両および装備品について、不具合箇所の早期発見に努め、円滑な送迎や安全管理の徹底に向けて、計画的に点検し必要な措置を講ずる。

(4) 地域との連携

① 行事・イベント

- ・実行委員への派遣など、地域への取り組みに積極的に協力する。(多摩市障害者美術作品展、多摩市ふれあいスポーツ、その他地域のイベント)

② ネットワークへの参加

- ・多摩市障害福祉ネットワーク「たまげんき」
- ・調布・府中・多摩3市ネットワーク、区市町村ネットワーク事業
- ・通所施設連絡会

V 啓光相談支援センター

1 施設概要

| | |
|-------|--|
| 所在地 | 〒206-0032 東京都多摩市南野 3-15-1 多摩市総合福祉センター1階 |
| 連絡先 | 電話：042-376-5044 FAX：042-376-5099 |
| 施設の種類 | 指定特定相談支援事業所 |
| 実施事業 | 計画相談支援事業 |

2 運営方針

- ・障害者総合支援法に基づき、障害のある人が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、関係諸機関との連携をとりながら中立・公正な相談支援を実施する。
- ・利用者一人ひとりの意思に基づく生活を見守りながら、とりまく環境作りとサポート体制との関係作りを支援する。

3 実施計画

(1) サービス提供

- ① 利用者の背景となる家庭環境や周囲との関係状況を把握し、生活全般を見守る。
- ② 円滑なサポート体制作りのため、サービス関係機関や地域資源に関する情報を集約し、活用する。

(2) 人材育成

- ① 相談支援専門員に対して、事例検討や意思決定支援などの研修を実施する。
- ② 相談支援専門員の配置を継続的に維持するため、後継職員の育成を進める。

(3) 運営体制

- ① 利用件数に見合った効率的な業務計画と具体的な業務マニュアルを作る。
- ② モニタリング報告書作成や訪問先への移動などにおける業務の効率化を図る。

(4) 地域との連携

- ① サービス事業所などの関係機関や市役所への訪問を行い、情報交換を綿密に行うことで、地域資源の実情を把握する。
- ② サービス担当者会議の迅速な開催により、途切れのない支援を目指す。